

相手国政府・相手国関係機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額は贈与額の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (熱力地) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
モーリシヤス	第二次気象レーダーシステム整備のための贈与に関する日本国政府とモーリシヤス共和国との間の交換公文	第二次気象レーダーシステム整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	190,000千円 H31.4.30まで	H27.7.30 アンタナナリボ(マダガスカル)で (同日)	日本側 角田崇成在モーリシヤス臨時代理大使 (マダガスカルにて兼轄) モーリシヤス側 サイレツシユ・ラムチュエーン在マダガスカル モーリシヤス臨時代理大使	H27.8.13 290号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。

(注2) 贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。

(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO△□と記している。

(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。